

## ■寄附の「絶対値基準」及び「相対値基準」について

税額控除対象法人の主たる要件である「寄附の絶対値基準及び相対値基準」については、「租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号」の中で、次のように規定されています。

### 1 寄附の「絶対値基準」

「実績判定期間（注1）内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（注2）の数の合計数」に「12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して」得た数が「100以上」であること。

（根拠規定：租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号イ（2））

#### （注1）「実績判定期間」について

ホームページ本文にも記載していますが、具体的には

「直前に終了した事業年度終了日以前の5年以内に終了した各事業年度」のうち  
「最も古い事業年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までの間」  
を意味します。

ただし、

「平成23年1月1日から平成25年12月31日の間になされた税額控除対象法人の証明申請」については

「2年以内に終了した各事業年度の最も古い事業年度開始日から直前に終了した事業年度終了日までの間」

を判定期間とすることもできます。

（例）決算日が3月31日の社会福祉法人が「平成24年2月1日に税額控除対象法人の証明申請をした」場合は

（a）「平成18年4月1日から平成23年3月31日まで」（原則上の取扱い）

または

（b）「平成21年4月1日から平成23年3月31日まで」（特例的な取扱い）

が実績判定期間となります。

#### （注2）「判定基準寄附者」について

具体的には

「年間（同一事業年度内）合計で3,000円以上の寄附金を支出した寄附者」

とされていますが、判定においては以下の点に注意してください。

（注意1）ある寄附者からの「1回当たりの寄附金額が3,000円未満」であっても、「同一事業年度内での寄附金額の合計が3,000円以上に達する」のであれば、当該寄附者は「判定基準寄附者」に算入できます。

例えば、ある寄附者が「平成22年8月1日と同年12月1日にそれぞれ2,500円を寄附した」場合、当該寄附者は「平成22年度における判定基準寄附者（→22年度内における合計寄附金額は5,000円）」として算入できます。

（注意2）「寄附者と生計を一にする者（→「同居の配偶者・親子」などが代表例ですが、「別居しているが仕送り等で日常生活の資を共通にしている場合」も含まれます。）からの寄附」については、「寄附者本人に含めて、一人として判定」します。

例えば、ある寄附者が「平成22年8月1日に5,000円を寄附」し、一方で「寄附者の同居の配偶者が同年12月1日に3,000円を寄附した」という場合は、「寄附者本人か同居の配偶者のいずれか一人しか判定基準寄附者に算入できない」こととなります。

（注意3）ある寄附者が「税額控除対象の証明申請をする法人の役員に該当する」場合、当該寄附者を「判定基準寄附者」に算入することはできません。

## 2 寄附の「相対値基準」

「実績判定期間（注1）における経常収入金額（注2）のうち寄附金収入金額（注3）の占める割合」が「5分の1以上」であること。

（根拠規定：租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号イ（2））

### （注1）「実績判定期間」について

考え方は「絶対値基準」の場合と全く同じです。

### （注2）「経常収入金額」について

「租税特別措置法施行令」においては、次のように規定されています。

#### 「総収入金額（\*）」

から

「国等（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの、臨時的な収入その他の財務省令で定めるもの（\*\*）」

の額を控除した金額

（根拠規定：租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第1号イ（1）（i））

また、具体的には次のような方法で算出することになります。

#### （\*）「総収入金額」の算出について

社会福祉法人が「社会福祉法人会計基準（以下「会計基準」と略）による会計処理」をしている限りにおいては、

「会計基準により作成された資金収支計算書上の「経常収入計（1）」欄の金額」

から

「法人内の会計処理等における収入（経理区分間繰入金収入、会計単位間繰入金収入等）」を除外したもの

が「総収入金額に該当するもの」と想定されています。

#### （\*\*）総収入金額から控除すべき「財務省令で定める収入等」について

「租税特別措置法施行規則」の中で、具体的には次のような収入等が控除すべきものとして規定されています。

1	国の補助金等【→保育事業向上支援費や長時間保育従事職員雇用費といった「経常経費補助金収入」は、こちらに該当します。】
2	「委託の対価としての収入」で「国等から支払われるもの」【→「保育所運営費収入」や「措置施設における措置費収入」は、こちらに該当します。】
3	「法律又は政令の規程に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合」の「その負担部分」【→例として、「介護保険収入のうち国・地方公共団体の負担割合に応じた部分の金額」等がこれに該当します。】
4	「資産の売却による収入」で臨時的なもの
5	遺贈により受け入れた寄附金等のうち、「一者当たり基準限度超過額（→詳細は後述します。）」に相当する部分
6	実績判定期間における「同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額」が「1,000円に満たない」もの
7	「寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事業所の所在地が明らかでない」寄附金

（根拠規定：租税特別措置法施行規則第19条の10の4第2項）

**(注3)「寄附金収入金額」について**

「租税特別措置法施行令」においては、次のように規定されています。

**「受け入れた寄附金の額の総額」**

から

「**一人当たり基準限度超過額**(同一の者からの寄附金のうち財務省令で定める金額(\*)  
を超える部分の金額) その他の財務省令で定める寄附金(\*\*)の額の合計額」  
を控除した金額

(根拠規定：租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第1号イ(1)(ii))

また、具体的には次のような方法で算出することになります。

**(\*)「財務省令で定める金額＝一人当たり基準限度額」について**

「相対値基準」による要件判定の際、「**寄附金収入金額に算入できる一人当たり寄附金額の上限(一人当たり基準限度額)**」は、「租税特別措置法施行規則」の中で次のように規定されています。

**「受け入れた寄附金の額の総額(受入寄附金総額)の100分の10」に相当する金額**

(ただし、寄附者が「所得税法施行令第217条各号に掲げる法人(→独立行政法人、一定の地方独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、日本赤十字社、一定の学校法人、社会福祉法人、更生保護法人等「公益の増進に著しく寄与する法人」)及び「認定特定非営利活動法人」である場合は「受入寄附金総額の100分の50」に相当する金額)

(根拠規定：租税特別措置法施行規則第19条の10の4第3項)

例えば、「ある法人の同一事業年度内の受入寄附金総額600万円のうち、200万円が個人Aからの寄附金だった」という場合、「当該個人Aからの寄附金のうち、60万円(=受入寄附金総額の10分の1)のみを寄附金収入に算入し、残り140万円は基準限度超過額として控除する」ことになります。

**(\*\*)「財務省令で定める寄附金」について**

「**寄付金収入金額を算定する際、受入寄附金総額から控除すべき寄附金**」として、「租税特別措置法施行規則」では次のようなものを規定されています。

1	受入れた寄附金額のうち「 <b>一人当たり基準限度超過額に相当</b> 」する部分
2	実績判定期間における「 <b>同一の者から受入れた寄附金の合計額が1,000円に満たない</b> 」場合の当該合計額
3	「 <b>寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事業所の所在地が明らかでない</b> 」寄附金の額

(根拠規定：租税特別措置法施行規則第19条の10の4第4項)